

令和 7 年度（2025 年度）熊本県障害者差別解消・虐待防止連絡会議 議事録

日 時：令和 7 年（2025 年）5 月 21 日（水）10:00-11:30

場 所：防災センター1 階 101, 102 会議室

出席者：別添出席者名簿のとおり

○西嶋審議員

皆様おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから令和 7 年度熊本県障害者差別解消・虐待防止連絡会議を開会いたします。

私は、本日の進行を務めます障がい者支援課の西嶋と申します。よろしくお願いします。座らせていただきます。

本連絡会議は公開としておりますので傍聴席を設けております。また、本日の議事内容につきましては議事録を作成し、県ホームページに掲載させていただく予定です。ご参加の皆様には後日、事務局が作成した議事録の内容を確認させていただく予定としておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

最初に、配付資料の確認をさせていただきます。（資料確認）

それでは開会にあたりまして、健康福祉部子ども障がい福祉局長の清水からご挨拶申し上げます。

○清水局長

皆さんおはようございます。熊本県子ども障がい福祉局長の清水と申します。本日はお忙しい中、当会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また皆様には、日頃から本県の障がい者施策につきまして特段のご支援とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本会議体は、障がいを理由とする差別の解消及び障害者虐待の防止の取り組みを推進する場として、平成 24 年に設置されておりました。これまでも皆様と連携しながら、取り組みを進めさせていただきました。本日は、県が取りまとめた令和 6 年度の相談状況と、令和 5 年度の虐待状況をご報告させていただき、意見交換を行うこととしております。

令和 6 年 4 月から、すべての民間事業者にも、障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化され、1 年が経過しておりますが、障がいを理由とする差別の解消が社会全体に十分に浸透しているとは言えず、認知度の向上を初め、まだまだ課題は多いと考えております。

昨年 9 月の県議会におきまして、障がいのある人への合理的配慮について、県がわかりやすく啓発をしていくべき旨の質問がございまして、県として今後も、県民の皆様への周知と啓発を行い、認識を深めていただくとともに、障がいのある方や事業者等のお困りの声に、より一層丁寧に対応していく旨の答弁をしたところです。

県内では、先月、県内のバス事業者において、障がいのある乗客に運転手が暴言を吐いた等の報道がありました。県としまして、県内交通事業者に対し、差別の解消推進と、従業員への周知徹底を書面で通知したところです。また、スポーツ観戦の場で、車椅子スペース前の通路で立ち応援により、視界を遮られたり、暴言を吐かれたりしたために、途中で観戦を諦めたとの報道もございました。このような事案を未然に防ぎ、障がいのある方々が安心して生活できる熊本であるためには、県民一人ひとりへの理解の醸成が重要と考えておりまして、差別解消や虐待防止のための実効性のある取り組みを、今後さらに進めていく必要があると考えております。

また、本日議題にあります旧優生保護法関連では、昨年 11 月の県議会や、知事の定例記

者会見におきまして、県が優生思想に基づく不妊手術等を進めてきてしまったことについて謝罪をするとともに、12 月には知事が被害を受けてこられた方々に直接謝罪をしております。

また、今年 1 月には、旧優生保護法に基づく優生手術を受けた方等に対する補償金の支給に関する法律が施行されまして、県では受付・相談窓口を設置し、対応を進めているところです。

皆様におかれましても、日々の業務を通じて様々な取り組みをしていただいているところですが、本日はそれぞれの立場からのご意見や情報を交換していただき、今後の取り組みの充実につなげていただければと思っております。

県としましても、今後とも関係機関の皆様方と連携を図りながら、差別解消・虐待防止に取り組んでいきたいと考えておりますので、本日は率直な意見交換をお願いしたいと思っております。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○西嶋審議員

続きまして、本日の会議の流れを説明いたします。次第をご覧ください。まず議題の 1、障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例に基づく相談状況について、議題の 2、障害者虐待の状況等について、事務局から説明いたします。その後、議題 3、関係機関による障害者差別解消・虐待防止に関する取組等について、記載団体の方からご説明をいただくことにしております。議題の 4、旧優生保護法補償金等支給法に関する対応状況について、子ども未来課より説明いたします。

なお、それぞれの各議題の後に質問意見の時間をとっておりますが、事例の紹介等に当たりましては施設個人が特定されないようご配慮をお願いいたします。概ね 11 時半ごろの会議終了を予定しております。

なお、本日ご出席の方々のご紹介につきましてはお配りしている名簿をもって代えさせていただきます。それでは議題（1）の障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例に基づく相談状況等について、事務局から説明いたします。

○事務局

障がい者支援課、松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

令和 6 年度の障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例に係る相談活動の実施状況等について、お手元の資料 1 をもとにご説明をいたして参ります。まず 1 ページ目をご覧ください。条例の仕組みですけれども、（1）不利益取り扱いの禁止と合理的配慮と、（2）虐待の防止に関するものを記載しています。そして、（3）の相談の仕組みですけれども、県庁障がい者支援課にいます広域専門相談員や、各地域におられる身近な地域相談員が直接相談者からの相談を受けております。そして（4）の事案解決の仕組みですけれども、不利益取り扱いに関する相談につきましては、相談員による解決が困難な場合、調整委員会が助言やあっせんを行うこととなっております。また、（5）にありますように、条例の理解促進のため、啓発活動も行っております。

2 ページ目をお開きください。（1）、相談体制です。広域専門相談員を 4 名、地域相談 113 名配置しております。圏域ごとの地域相談員数は、表 1 の通りです。

3 ページをご覧ください。（2）相談件数についてです。表 2 は、平成 24 年度からの相談件数の一覧です。上段の数が、相談件数、その下の括弧内の数字は、電話等で対応した回数になります。令和 6 年度、一番右側の数字ですけれども、新たに寄せられた新規の相談数は、不利益取り扱いに関する相談が 7 件。合理的配慮に関する相談が 5 件、虐待に関する

る相談が 18 件、その他の相談が 65 件で、合計 95 件が新規相談件数となります。また、過年度からの継続事案が、令和 6 年度は 18 件あっております。

4 ページをご覧ください。(3) 不利益取り扱いの内訳についてです。条例では、障がい理由とする、不利益取り扱いとして 8 つの分野について禁止をしております。表 3 は、その 8 つの分野の内訳でございます。令和 6 年度は、①の福祉サービスや、③の商品販売・サービス提供に関する相談が寄せられております。平成 24 年度から通して全体を見てみますと、③の商品販売・サービス提供や、④の労働者の雇用等を中心に相談が寄せられております。

5 ページ目をご覧ください。(4) 合理的配慮の内訳についてです。表の 4 は、合理的配慮に関する相談を性質別に、3 つに分類したものです。令和 6 年度の全体の相談件数は 5 件となっております。平成 24 年度から通してみると、①人に関するものに関する相談が 109 件と最多となっております。

6 ページをご覧ください。(5) 虐待の内訳についてです。表 5 は、5 つの種類別に分類したものです。例年、②の心理的虐待が多い傾向にあります。令和 6 年度は 9 件あり、平成 24 年度から通してみると、134 件の相談が寄せられております。

7 ページをご覧ください。ここからは相談内容の傾向等についてご説明をいたします。(1) の障がい種別ごとの相談件数では、表 6 にある通り、③の精神がい害のある人からの相談が全体のおよそ 5 割となっております。

8 ページをご覧ください。(2) 相談者別の相談件数では、表 7 にある通り、①の障がい者本人からの相談が最も多く、次いで③の関係者や、②の家族・親族となっております。

(3) の相談方法別の相談件数では、表 8 にある通り、全体の 8 割以上が、初回は①の電話による相談となっております。

9 ページをご覧ください。(4) 関係機関との連携ですけれども、表 9 にある通り、令和 6 年度は 49 件について関係機関との連携がございました。1 つの事案で、複数の連携先がある場合もございます。主な連携先は、③の市町村、⑩の相談支援事業所や障害者支援施設等となっております。

10 ページをご覧ください。(5) 相談への対応状況ですけれども、表⑩にある通り、令和 6 年度最も多かったのは、④傾聴を主とした対応をとった事案でございます。全体の 6 割を占めております。

11 ページをご覧ください。(6) 新規相談への対応回数についてです。令和 6 年度、新規の相談への延べ対応回数は 412 回でしたが、表 11 にある通り、9 割以上の事案が 10 回以内の対応で終結をしております。一方で、相談回数が 51 回以上となる事案が 1 件ありました。

12 ページをご覧ください。ここからは今後の課題及び対応についてです。(1) 相談活動の実施状況及び相談内容の傾向等からの対応についてでございます。相談件数は、平成 30 年をピークとして減少が続き、令和 3 年度からほぼ横ばいで推移しております。その理由として、新型コロナウイルス感染症の流行などが考えられますが、相談を行いたいたいけれども、連絡先が分からないというケースも考えられます。そのため、県のホームページや出前講座などを通じて、引き続き相談窓口の周知に努めて参ります。続いて(2) 条例の周知啓発についてですが、2024 年の県民アンケートでは、条例の認知度は 46.4%となっており、熊本障がい者プランの、令和 8 年度の目標値である 55%はまだ達成できておりません。また、令和 3 年度末の認知度、49.9%なんですけれども、それから比較すると、わずかながら下がっています。条例は障がいのある方の安全や生活を守るために重要な役割を果たしているため、引き続き県民への有効な啓発活動に努めて参ります。

13 ページをご覧ください。(3) 関係機関団体等とのネットワークの構築についても大切だと考えております。また、障害者差別解消法の改正に伴い、令和 6 年 4 月からは、事業者にも合理的配慮の提供が義務化されました。今後ますます相談が寄せられるものと考え

られますので、より関係機関団体等とのネットワークの強化に努めて参ります。（４）より良い対応のあり方と、相談員の資質の向上についてです。最後の段落の方に記載しておりますけれども、特に、本県の相談業務の核となる、広域専門相談員においては、相談内容に応じた適切な助言等を行う必要があるため、今後も相談員としての研鑽に努め、資質の向上に向けて取組んで参ります。

14 ページをご覧ください。5 事案解決の状況についてですが、不利益取扱いに関する助言、あっせんの申し立ては平成 27 年以降あっておりません。令和 6 年度も新たな申し立ては合っていない状況でございます。

15 ページの 6、普及・啓発活動についてです。取組みの概要を中ほどにまとめております。（１）の出前講座は、1000 人を超える方に受講いただきました。また、（７）のコッコ口通信 11 月号への記事掲載ですけれども、4 コマ漫画を活用しながら、わかりやすい内容で合理的配慮の提供を掲載しております。本日、皆様のお手元にも 11 月号を配付しておりますので、よろしければ後程ご覧ください。

次は 16 ページの相談事例について説明させていただきます。相談事例は実際に寄せられた相談の中から代表的な事例を掲載しております。事例については、広域専門相談員から説明させていただきます。

○広域専門相談員

広域専門相談員の廣瀬と申します。合理的配慮に関する相談事例について、事例としては、精神障がい者に対しての配慮がないというご相談でした。

相談者は精神がい害者で、相談の内容としては、精神障がい分野の地域相談員から依頼のあった事例です。隣家の建て替えに伴う電気工事で、相談者宅のブレーカーを落とす必要が生じました。しかし、相談者は縁起脅迫や不潔恐怖があり、外から家に入るまで一、二時間かかることなどから、自家のブレーカーを落とすのにも時間がかかると配電事業所の職員に伝えたところ、配電事業所の職員から、「では、ブレーカー落とさずしましょう。」との回答がありました。

家電が壊れては困ると念押ししましたが、ブレーカーを落とさずに工事した結果、防犯カメラとスマホの電池パックが破損し、工事にあった配電業者からは、停電時の約款に家電破損については、補償が盛り込まれていないとの見解で、弁償に応じないと言われました。

やりとりの中で納得できないこともあり、令和 6 年度から、事業者へも合理的配慮が義務化されましたが、配電事業所が知っているのか、広域専門相談員から確認して欲しいとのことでした。

対応及び結果です。広域専門相談員から配電事業所に架電して、経緯を尋ねたところ、相談者からブレーカーを落とすのに時間がかかると言われたため、ブレーカーは落とさずに外部の配電線を切って対応できると伝え、相談者は了承されたとの話でした。また、壊れた防犯カメラ等ですが、停電の約款にそのような場合の保証はないと、相談者にちゃんと伝え、電子証明書の申し出があったため、郵送で送付したとのことでした。

しかしながら、配電事業所の職員は、合理的配慮の提供については、聞いたことがないとの話だったため、広域専門相談員から内容を説明し内閣府からのパンフレット、（令和 6 年 4 月からの事業所への合理的配慮の提供が義務化）を職場に提示するようお願いしました。

【熊本県障害者権利擁護センターから】相談者からは、当初は破損した防犯カメラと電池パックの弁償と配電事業所の職員からの配慮が足りないことが主な相談（訴え）でした。しかしながら、配電事業所は、相談者からブレーカーを落とすのに時間がかかるとの申出により、落とさなくても大丈夫、と代替案を示していました。

合理的配慮の提供は行われていたようですが、防犯カメラ等の破損があったことが、今回の件を複雑にしたのかもしれませんが。一方で、配電事業所は、障がいのある方への合理的配慮の提供については、ご存じありませんでした。

今後も障がい者理解の啓発が喫緊の課題であると感じました。

○広域専門相談員

それでは次の 17 ページ、虐待に関する相談事例は、同じく広域専門相談員の有木から説明をさせていただきます。

この事例は、身体障がい、肢体不自由に関する事例で、身体障がいのある職員に対する、養護者による虐待の疑いの相談です。相談者は公的機関の管理者になります。相談内容といたしましては、当該管理者のもとで働く当事者は、障がい者雇用の職員で、肢体不自由のため、電動車椅子を使用しております。また難病の後遺症もあり、現在体調不良のため、休んでいるとのことでした。

先日、当事者とメッセージアプリでやりとりをしている同僚の職員から、当事者が両親から虐待を受けているのではないかと報告を受けました。アプリ内には、体の自由がきかないことを理由に両親から叩かれるなど、虐待を受けていると思われるような書き込みがあり、また、両親は当事者の障がいの受容ができていない様子も伺われました。しかしながら、真偽が今ひとつ掴めない状況であるため、相談者はキーパーソンである当事者の妹に相談ができないかと考えているとのこと。

本来、養護者による虐待疑いの通報先は、居住市町村となっておりますが、県から担当窓口に連絡をお願いしたいとのことでした。

対応及び結果としまして、担当窓口へつないで欲しいということであったため、状況を聞き取り、担当の福祉課に連絡をし、福祉課から直接相談者と連絡を取り合っていただくよう調整をいたしました。

【熊本県障害者権利擁護センターから】本事案は真偽不明な部分を含む養護者による虐待疑いの相談でした。出前講座においてもお伝えしておりますが、障害者虐待防止法では、早期発見義務と通報義務が定められており、重大な事件になる前に、適切な対応を講じることで、障がい者の尊厳を守ることを目的にしております。また、養護者による虐待については、養護者の側に生活課題がある場合も多く見られます。

障がい者の支援のみならず、養護者を支援する視点も重要です。

○事務局

続きまして、18 ページをご覧ください。条例が施行されて 10 年以上が経過しておりますが、県民の条例の認知度については、5 割未満で伸び悩んでおります。一方で、令和 6 年 4 月には、事業者による合理的配慮の提供が義務化され、社会的障壁の改善に向けた取り組みがますます活発化すると考えられています。

18 ページの最後の文末にある通り、今後も、県民の障がいへの理解が深まり、そして障がいのある人への差別の解消に向けた取り組みがより一層推進されるよう、関係機関と連携を進めながら、適切な相談対応、県民への周知啓発に努め、「共に生きる熊本づくり」を推進して参ります。以上で資料 1 の説明を終わります。

○西嶋審議員

ただいま事務局から説明いたしました議題 1 につきまして、質疑やご意見等ありましたら挙手の上、団体名とお名前からご発言いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○身体障害児者施設協議会

身体障害児者施設協議会の三浦と申します。1点教えてください。資料の6ページなんですけれども、この条例の範囲での相談ということで、虐待の相談が相当数上がっているようですが、この282件の中で虐待と認定された事例、対象が、虐待防止法では養護者と福祉施設従事者と使用者しかありませんけれども、それ以外の方々をカバーする目的があるというふうに書かれているのですが、この養護者の方に含まれていて、かつ虐待と認定された事例がこの282件中どれぐらいあるのかということをも、もし集計されておりましたら教えていただければと思います。

○事務局

ご質問ありがとうございます。障がい者支援課の佐藤と申します。こちらの6ページにあります、この虐待の相談件数なんですけれども、こちらの282件につきましては、虐待の通報というよりも、ご相談という具合のものが多く、その中で緊急性が高いですとか、非常にご本人からの訴えが強いものに関しましては、市町村の方にお繋ぎしまして、市町村の方に調査依頼をする場合がございます。

ただ、この282件のうち、何件を通報して、それが市町村で虐待認定されたかということまでの数字の経過の把握までしておりませんけれども、後ほど虐待についてもデータ的なものをご紹介しますが、大体、例年県内では、トータルとしまして、養護者による虐待が10件前後。施設従事者等による虐待の認定を12件程度、大体20件前後で、例年推移している状況でございます。以上でございます。

○西嶋審議員

坂田会長、お願いいたします。

○熊本県障害児・者親の会連合会

親の会連合会の坂田です。電話による相談ということになっておりますけど、やはり障がい者の中には電話で相談ができない方も結構いると思うんです。この件数が電話相談者ということになっており、電話出来ない方が一番深刻だと思うんです。

そのような方に対して、県として、どのように取り組まれるのでしょうか。このままでよろしいのか、相談があった方だけなのか。相談がない方はもう対応できないのか、その辺よろしくをお願いします。

○事務局

ご意見ご質問ありがとうございます。県庁に相談員がおるものですから、出向いていってというのがなかなか、特に今おっしゃられたのは、ご自宅とかも想定されてるのかなと思いますけれども、そういった部分では、地域に相談員の方がですね、市町村の方にいらっしゃいますので、県の窓口では、なかなかその地域に出向いていくことが現状としては難しいのですが、地域の相談員の方たちにご相談いただいたり、民生委員の方とかもいらっしゃると思いますので、そういった地域の相談員の方たちに、まずはご相談をいただいて、県の方に繋いでいただくような案件につきましては、そこから、市町村ですとか民生委員の方とか、いろんな関係機関からこちらの方にお繋ぎしていただければと思っております。

○熊本県障害児・者親の会連合会

以前、養護者側の虐待で障がい者が被害にあったとか、やはり障がい者の声をですね、何かの形で聞かないと、そのままの状態、最終的には事件になるということになります

ので、その辺を今後どうしたらいいのか、養護者としてこのような虐待とか、あってはいけないんですけど、この数字を見ると結構多いものですから、その辺の啓発も必要かなと思っております。以上です。

○西嶋審議員

ありがとうございました。他にご質問等ございませんでしょうか。

それでは続きまして、議題2の障害者虐待の状況等について事務局から説明いたします。

○事務局

障がい者支援課の保井と申します。よろしくお願いいたします。資料2の障害者虐待の状況等について、着座にて説明させていただきます。

それでは1ページをご覧ください。障害者虐待防止法の概要となっております。障害者虐待防止法では、障害者に対する虐待について、養護者による虐待、障害者福祉施設従事者等による虐待、使用者による虐待の3つが規定されております。詳細についてはこの後の2ページに記載しております。次に、障害者虐待の類型について、身体的虐待、放棄・放置、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の5つが規定されております。

2ページをご覧ください。先ほど紹介しました3つの虐待、養護者による虐待、障害者福祉施設従事者等による虐待、使用者による虐待について詳細に記載しております。

3ページをご覧ください。虐待防止施策の2において、3つの障害者虐待ごとのスキームを記載しております。基本的には、虐待の通報先は市町村になります。ただし、使用者による虐待の通報先は、市町村または都道府県となっています。どちらに通報があった場合でも、その後、県から労働局に報告を行います。虐待の通報を受けた場合は、市町村、県、または労働局において、事実確認を行い、虐待が確認されれば、指導や処分を行うことになります。

4ページをご覧ください。ここでは、令和5年度の県内の障害者虐待の状況について記載しております。記載内容について、令和6年12月25日に厚生労働省が障害者虐待の全国状況を公表したことにあわせ、県において、昨年12月27日に公表したものととなります。なお熊本市も含んだ件数となっております。また、障害者虐待防止法に基づき、調査した結果となりますので、児童虐待防止法に計上される障害児への虐待件数は含まれておりません。令和5年度は、県全体で172件の相談や通報があり、22件の虐待が確認され、被虐待者数は25人となっております。虐待の内訳としましては、養護者による虐待が10件、被虐待者数が10人、障害者福祉施設従事者等による虐待が12件、被虐待者数が15人となっております。なお、使用者による虐待の件数については、労働局が非公表のため、掲載しておりません。括弧書きの中の数字は、令和4年度の状況となります。令和4年度の合計と比較しますと、相談・通報件数は54件、虐待判断件数は8件、被虐待者数は11人、それぞれ減少しております。

続いて5ページですが、申し訳ありませんが、落丁しておりますので、ホッチキスどめ資料の、資料2の後ろに、5ページがありますのでそちらをご覧ください。5ページについては、上のグラフが養護者による虐待、下のグラフが、障害者福祉施設従事者等による虐待の過去5年間の推移をあらわしております。養護者による虐待については、棒グラフの一番左、相談・通報件数が令和元年度以降、毎年増加していましたが、令和5年度は減少しております。

資料戻っていただいて、6ページをご覧ください。養護者による虐待の概要について記載しております。1、通報者について。通報者の内訳件数を記載しておりますが、例えば1つの事案で、本人と警察から通報があった場合には、重複してカウントしておりますので、4ページの相談・通報件数とは一致いたしません。内訳としては、警察からの通報が最も多

く、39 件。次に、本人と相談支援専門からの通報がそれぞれ 25 件となっています。次に、被虐待者について、①虐待の類型ですが、身体的虐待が最も多く 5 件、次に経済的虐待が 4 件となっています。こちらも重複がございます。②被虐待者の性別ですが、女性が 8 人で 8 割を占めている状況です。③被虐待者の障がい種別ですが、多い順に、知的障がい 8 人、精神障がい 3 人、身体障がい 1 人となっています。こちらは重複がございます。④被虐待者の障害支援区分ですが、区分なしが 4 人と最も多く、次に区分 5 が 3 人となっております。⑤被虐待者の年齢ですが、20 代から 50 代、60 歳から 64 歳までで、それぞれ 2 人となっております。

続いて 7 ページをご覧ください。3、虐待者について、①虐待者の続柄ですが、兄弟、姉妹及びその他が最も多く、それぞれ 4 人、次に、母、父の順となります。なお、その他の続柄としては、兄弟、姉妹の配偶者や両親の兄弟、姉妹などが挙げられます。②虐待者の性別では、男性が 7 人、女性が 6 人となっています。虐待者の年齢については、50 代と 65 歳から 74 歳、75 歳以上が最も多く、それぞれ 3 人となっており、30 代が 2 人となっております。50 代以上が半分以上を占めております。続いて 4、虐待への対応について、①分離の有無ですが、1 度も分離していないが最も多く 5 件、次に分離を行った事例が 3 件となっております。②分離を行った事例の対応では、3 件のうち 2 件が医療機関への一時入院となっております。③分離の有無にかかわらず行った対応ですが、養護者に対する助言指導が最も多く 6 件。次に、再発防止のための定期的な見守りの実施が 5 件、サービス等利用計画の見直しが 3 件となっております。こちらは重複がございます。以上が、養護者による虐待の概要になります。

続きまして、8 ページをご覧ください。障害者福祉施設従事者等による虐待の概要について記載しております。1、通報者について。内訳としては、当該施設、事業所の職員が 21 件と最も多く、次に、当該市町村行政職員、匿名を含む不明となっております。次に、2、虐待の事実が認められた事例について、①虐待の類型では、性的虐待と心理的虐待が最も多く、それぞれ 4 件、次に、身体的虐待と経済的虐待がそれぞれ 3 件となっております。②被虐待者の性別では、男性が 4 割、女性が 6 割となっております。③被虐待者の障がい種別では、知的障がい最も多く 10 人、次に身体障がい 3 人、精神障がい 1 人となっております。④被虐待者の障害支援区分では、区分 4 が 5 人と最も多く、次に区分 6 が 4 人となっております。⑤被虐待者の年齢では、30 代と 40 代、60 歳から 64 歳が最も多くそれぞれ 3 人となっております。⑥虐待のあった施設・事業所の種別としては、共同生活援助（グループホーム）が最も多く 5 件、次に生活介護と就労継続支援 A 型がそれぞれ 2 件となっております。

続いて 9 ページ及び 10 ページについてですが、相談・通報のあった 44 件のうち、12 件が虐待と判断されました。12 件の虐待に対してとられた措置について、それぞれ個別に記載しております。9 ページの事例 1 を見ていただくと、複数の種類の虐待があり、複数人が虐待を受けている事案であることがわかります。なお、右から 2 つ目の項目、虐待者の職種について、不明となっている事案がありますが、これは特定の職員に虐待の原因があったのではなく、組織的な体制に原因があった場合は不明と記載しております。それぞれの事案の詳細については割愛させていただきます。以上が障害者福祉施設従事者等による虐待の概要になります。

11 ページをご覧ください。全国の障害者虐待の状況について記載しております。昨年 12 月に厚生労働省において公表されたものとなります。令和 5 年度は、相談・通報件数が全国で 1 万 5590 件あり、そのうち虐待と判断されたのは 3,477 件、被虐待者数は 4,641 人となっております。虐待の内訳としましては、養護者による虐待が 2,283 件、被虐待者数が 2,285 人。障害者福祉施設従事者等による虐待が 1,194 件、被虐待者数が 2,356 人となっております。

続いて12ページ及び13ページについてですが、養護者による虐待と障害者福祉施設従事者等による虐待の都道府県ごとの通報件数及び虐待件数を記載しております。

14ページをご覧ください。虐待は未然に防止すること、早期に発見することが重要となります。また、虐待が発生した際には、早期に対応することが必要となります。そのため、県として、虐待防止に向けた普及啓発や関係者への研修、強度行動障がいのある人への支援と、成年後見制度の普及啓発の4つのテーマを中心に取り組んでおります。左上の虐待防止の普及啓発については、虐待防止法に基づく通報義務の周知や、様々な障がいに対する理解を深めていただくため、街頭キャンペーンの実施、パンフレットの配布、出前講座などの研修の実施などを行っています。左下の関係者への研修等については、障害福祉サービス事業所等の管理者、サービス管理責任者や、自治体職員を対象とした虐待防止研修会を実施することや、圏域ごとの障害福祉サービス事業所などを対象とした、虐待防止のためのオープンセミナーを実施しています。右上の、強度行動障がいのある人への支援については、強度行動障がいのある人への、適切な支援を行うための支援技術の向上が求められているため、強度行動障害支援者養成研修を実施しています。また、令和6年度から国が実施している中核的人材養成研修に障害福祉サービス事業所の職員を積極的に県から派遣し、事業所における強度行動障がいのある方への支援の中心的な役割を担う中核的人材を養成しております。

最後に、右下の成年後見制度の普及啓発については、制度の普及啓発及び利用促進のため、当事者やその家族、施設職員などを対象とした成年後見制度啓発研修会を実施しております。このような虐待を防止するための取り組みを今後とも継続していきたいと考えております。説明は以上です。ありがとうございました。

○西嶋審議員

ただいま説明いたしました議題につきまして、ご質問やご意見等ありましたら、挙手のうえ、団体名とお名前からご発言をお願いいたします。

○熊本県身体障害者福祉団体連合会

熊本県身体障害者福祉団体連合会の竹田でございます。すみません、7ページの方に、養護者、虐待の概要の中でですね。50代以上の方とか、75代以上とかいう形で、高齢の方の虐待者の年齢が多いのはなぜなんだろうかなと思ったんですけども、これは、もしかすると、ずっと続いているのかなというところがありますので、これは、やはり養護者による虐待っていうのは、調査的にはどうなのでしょう。その時の年齢で書かれてるのか、もうずっとされてたのでっていうことが記載されてるのかどうかを、確認したいと思って1点目がそれです。

○事務局

障がい者支援課佐藤でございます。こちらが全国的に、厚労省が統計を整理しているものでございまして、すみません、おそらくという推測になるんですけども、通報なりがあった時点の年齢かとは思いますが。高齢者に偏っているところの推移がですね申し訳ございません。手元に数値はないのですが、おそらく高齢の方が、養護者による虐待としては、多い状況にあるかとは思いますが。

○熊本県身体障害者福祉団体連合会

基本的には、例えばこれで見ると、兄弟さんがですね、65歳で一緒に同居されてて、1つは、何かこう虐待されたってことは、ずっとされてたのかなあというところがあるので、高齢になってからするのは、なかなかおかしい話ですね、もう以前からそういうのがあ

ったのかっていうところまでちょっと、掘り下げて議論いただいてたほうがいいのかなと思う点が1点とですね、やはり、14ページの方に、障害者虐待の防止の取組の中でですね、関係者への研修等がございますが、皆さん、いろんなところでサビ管とかも含めて研修をされてると思いますけども、その研修内容もどうかわかりませんけども、これを取られるっていう時間がですね、必須って形でされてるのか、研修時間がどのぐらいあるのかを教えてくださいませんか。

○事務局

こちらの虐待防止の県主催の研修なんですけれども、これは厚労省がまず研修を実施、実際の事例を基に、ある程度ビデオを流しながら、虐待と思われるような風景、それを見た場合に、どうあなたは対応しますか、という施設職員の方に問い掛けるような、実践に即したものをですね、まず国の研修に行っていたの方に講師になっていただいて、県の方で伝達研修という形で行っていただくんですが、これはもうほぼ丸1日かけて、グループワーク的なものというかですね、ケース検討的なもの、実践に生かせるようなものの内容で、研修実施しております。

○熊本県身体障害者福祉団体連合会

効果はあるのですか。

○事務局

はい。研修の中であるのですが、もうそれぐらいは、別に虐待の通報は、わざわざしなくてもいいんじゃないかっていう、ドラマ仕立てになってるんですが、理事長の方は、「もう言わないでおこう」ただ、職員の方は、「いや、虐待防止法では疑いがある場合でも、通報義務があるので、通報すべきです」っていうようなシーンがあったりとかですね、そういうシーンを受けて、その会場に来ていただいている受講者の方たちも、おそらく少し、自分の中では迷いがある、疑いのあるグレー的な、虐待行為であっても、やはり通報につなげるべきだっていうような形で、グループワークは積極的に進められている状況です。

○熊本県身体障害者福祉団体連合会

わかりました。ありがとうございます。やはりもうこれがですね、毎年毎年必ず行われるというふうな義務化みたいな感じでですね、されていくことを望んでいます。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○西嶋審議員

他にご質問のある方は。はい、坂口様。

○熊本県自閉スペクトラム症協会

熊本県自閉スペクトラム症協会坂口でございます。14ページの防止について、お伺いします。防止の啓発普及ということで、まずやはり、養護者への普及啓発がなかなか難しいと思っておりますが、何か、パンフレットとか、そういったもの以外に何か取り組まれていることはございますでしょうか。

あともう1つが、県関係者への研修。多分これ社会福祉的な法人とか、そういった方のところが多いと思いますが、ここはですね、多分就業規則とか、そういったものを、何か充実していければ、もっと、何か予防的な効果が得られるのではないかなというふうに思いました。

それから、あとの放課後等デイとかではそういった何か虐待とか、そういった何か事例とかそういった情報はございますでしょうか。以上3点でございます。

○事務局

ご質問ありがとうございます。養護者に対する何らかのアプローチっていうのが、なかなか街頭キャンペーンなどで配りものはしてるんですけども、それが隅々まで届いているかどうかですね、特に虐待をされる方、先ほど年齢の話が出てきたんですけども、非常に障がいのある方の、介護疲れとかですね、そういった部分で発生してる要因も多いと聞きますので、確かにそういう高齢で、子供さんをずっと長年見てもちょっと自分も体力的に落ちてきて、どうしても手を出してしまったとかですね、そういう方へのアプローチっていうのは確かに重要な部分ではないかと思しますので、市町村などとも連携しながら、そういう方たちへのアプローチも今後検討していければと思っております。

それから、先ほど就業規則の関係もということだったんですけども、なかなかそこまで踏み込んだところの研修内容として今は行っておりませんで、まずは疑いのある虐待を見かけたら、まずは、通報してください。それが一番虐待防止に繋がるっていうところでの周知啓発を、いろいろなところで実施している状況ではございます。

あと、放課後デイでの虐待通報の事例というか、放課後デイで事案が上がってきたものは、申し訳ございません、なかなか具体的には把握ができておりません。

○熊本県障害児・者親の会連合会

何度もすみません、親の会の坂田です。9 ページ 10 ページなんですけども、虐待があった施設ですよ。生活支援員の方が多くなんですけども、他の方は看護師さんとか保育士さんとか、ある程度資格を持ってる方なんですけども、生活支援員となると資格がなくて、募集すれば採用する。で、やはり障がい者にはいろんな特性があるんですけども、なかなかご理解されてなくて、やはり障がい者に対してはどの様に対応していくとかですね。向かってくるわけじゃないし、弱者ですよ。そういう方に対して一方的に虐待とか差別とか、そういうことがあっております。

いろんな内容があると思うんですけども、事件になるかならないかわかりませんけども、やはりこの 11 番とか、着服とかないと、窃盗事件にはなるのかなと思いますけども、このような施設でこういう事件というか、こういう虐待を起こした方はそのまま職場に残るのか、それとも、懲罰するのか、懲戒するのか。ずっとそのまま職場に残っていると、また事件や虐待が起こると思うんですけども。

そのような、何かこれは三浦委員がおられますので、もしあった場合はどうなんだろう。まだそのまま残して、採用されていかれるのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思いますけども。

○事務局

虐待を起こした方の、その後の処遇をどうすべきっていうのは、当然、刑事事件とかになれば、そちらの警察の方の関連性が出てくるかとは思いますが、福祉の方の法律でそこを処罰するものっていうのがなかなかありませんので、そこはもう、事業所内での懲戒の基準に応じて、ある程度、処分といいますか、対応されているようです。三浦委員、補足等もしございましたら。お願いいたします。

○熊本県身体障害児者施設協議会

はい、坂田委員の本当にご心配、よくわかりますし、国の方の法律などでは、そこは、

その当該職員は更生させて守るようにという、法律的にはそういう解釈かなとも思うんですけども、法人といたしましては、就業規則、懲罰、私たちの場合は、利用者の方の心と体を傷つけた場合の、退職っていうことは書き入れております。、それが明らかな場合ですが、そういう事例がまだありません。

ただ、直近の事例で、和歌山県で起こった半年前の、虐待事案があって、2人の職員が逮捕されたのが、1ヶ月ほど前。そこも法人の規則に諮って、その2人は解雇になっておられました。だから、法人の規則に諮って、対象ということになると思われます。

先ほど竹田委員がおっしゃった、その研修についての規則のことなんですけれども、今、すべての事業所が、虐待防止に関する研修会は全職員、非正規も含む全職員に研修を行うことは年1回以上というのは義務づけられました。あと別に、虐待防止委員会を設置して、委員会の中でも、年間通して活動するようにという、決まり事もあります。

全国調査をした中では、私たちは毎月委員会を行いますけれども、大体、年に4回程度、虐待防止委員会を開いて、様々な演習等をやっているというのが実態だと思います。

ただ、今回、虐待認定事案の中で、グループホーム、共同生活援助が一番多くてこれも全国的な傾向だと思うんですけど、母体が、例えば社会福祉法人で、協議会などに連動している場合は、必ず国、先ほど県がおっしゃった国研修を受けて、それをまた協議会の中でも復命研修で、もう1回噛み砕いて研修するような仕組みを持ってるんです。

ただ、特にグループホームは、企業や、株式会社さんやNPOさんの、参画が多いので、そこが、県が主催される研修までしか、ちょっと私たちも把握ができていないんですね。

ただ、研修効果は、数字に、この今回の資料の数字に明らかに表れていると思ったのが、通報者の内訳です。通報者、虐待の疑わしい事例があるということの通報が自ら、資料8ページなんですけど、当該施設の職員や管理者が通報しているというケースが47%を超えました。これ3、4年前までは少なかったのが、5年前だと10%ぐらいで徐々に上がってきた、数字なんです。だから、自ら通報するっていうことが明らかに、研修効果ではないかと思っています。以上です。

○西嶋審議員

ありがとうございました。

○熊本県障害児・者親の会連合会

よろしいですか。生活支援員の方がこのような事件というかですね、虐待が多いんですけども、なにか認定というか、資格とかそういったのはないんでしょうか。やはり、以前はヘルパーさんとか1級、2級とか、ある程度研修を受けた人がそういったところに、施設に採用されるとかなるんですけども。

生活支援員は、その都度採用ということになるわけですね。施設に入って勉強されるということですね。採用される前に障がい者のことはわからずに入られる方が多いということでしょうか。

○熊本県身体障害児者施設協議会

介護福祉士や社会福祉士などの国家資格をお持ちの方と、それからもう全くその資格はお持ちでない方、両方とも、採用できるのが生活支援員です。

ただ、有資格者の割合が高いと加算をいただけるというところもあって、私の知る範囲では、障がい者支援施設は約3割以上、6割ぐらいおられるところも、有資格者で対応しています。ただ入ってからの研修もかなりありますけれども。

○西嶋審議員

ありがとうございました。それでは次の議題の方に移ってよろしいでしょうか。議題 3、関係機関における取り組み状況でございます。すみません。どうも失礼しました、どうぞ。

○熊本県知的障がい者施設協会

すみません。議題に入る前に 1 つだけ質問させていただきます。熊本県知的障がい者施設協会の副会長しております山口と申します。

素朴な疑問です。4 ページ、県内の障害者虐待の状況というふうに一覧出しておりますけれども、※印で、使用者による虐待件数は、労働局が非公表のため掲載していません、とありますが、これは何か理由があるのかなあ、というところの素朴な質問と、8 ページに、福祉施設従事者等による虐待の概要のところ、就労支援継続 A 型がここに入ってきてますが、A 型の取り扱いって、使用者になるんだらうか、社会福祉従事者等になるんだらうかというところの、併せての質問になります。よろしくお願いいたします。

○事務局

労働局の関係のデータにつきまして、ちょっとこちらが把握できておりませんけれども、今日、熊本労働局にお越しいただいておりますが、ご発言がもし可能であれば、すみません。

○熊本労働局（雇用環境・均等室）

労働局雇用環境均等室の奥山と申します。ここに書いてありますように、使用者による虐待件数を、労働局が非公表のため掲載していませんとなっておりますけども、なぜ、非公表なのかということについて、私の方では確認をしておりませんでした。必要であればまた確認させていただいて回答させていただきたいと思います。

○事務局

はい。ありがとうございます。

○熊本県知的障がい者施設協会

すいません。隣の三浦委員から、前は公表をしてあったってことだよっていうお話を聞いたので、いつからなのかと、多分、お互いのすり合わせなのかなっていう、今、印象でしたけれども。よろしければ、お答えいただければありがたいと思います。あと就労 A 型のところの部分なんですけど、どうなんでしょう。

○事務局

先ほどの労働局の公表関係につきましては、また改めて整理しましてからお伝えしたいと思います。8 ページの就労 A 型の部分につきまして、これが使用者の整理すべきではないかということですか。

○熊本県身体障害児者施設協議会

はい。労働局が非公表ということになると、就労 A 型で起こった虐待事案ってというのは、どこの道をたどってこの 8 ページに、2 件と記載されているのかなあというのが、単純な疑問です。

多分、5 年ぐらい前は、使用者、それから施設従事者、養護者による虐待ということで、3 件並んで 4 ページのスライドに記載されてあったのが、この会議での県の資料だったので、何らかのいきさつが非公表になった経緯があるんだらうなと思うんですけど、それを知らないのと、就労 A 型の取り扱いはどこで、ということの疑問です。

○事務局

すみません。そこは整理をさせていただいてよろしいでしょうか。これが国のベースの統計の整理になっておりますので、定義関係や公表との関連性とかあると思いますので、確認をさせていただいて、後日ご連絡いたします。

○西嶋審議員

ありがとうございました。それでは議題の 3 の関係機関における障害者差別解消虐待防止に関する取り組み等でございます。事前に各団体様から資料をいただいて、ここに整理しております。基本的にはご一読願えればと思うんですけども、手をつなぐ育成会様、ちょっと簡単に 1 事例として、ご紹介させていただいてよろしいでしょうか。

○熊本県手をつなぐ育成会

熊本県手をつなぐ育成会の池本といいます。お世話になります。知的障がい者の親の会になります。

昨年度の当会の取り組みについて、2 ページの上の方の段になるんですが、いろいろ差別解消・虐待防止についての取組みを行っておりますけども、まず、上の方の丸、知的障がい者相談員の研修会というのを開催しております、ここにあります通り、県と協力のもとに実施している事業となります。

参加の対象としては、先ほど説明ありました、障がい者の相談員さん、育成会の方で指定しております生活相談員ということで、各地域の手をつなぐ育成会の方を、相談を受ける生活協力員と任命いたしまして、その方も参加しております。

あと、県の地域振興局、市町村の職員の方も対象に、一緒に研修会をしております。内容としてはここに書いてある通りなんですが、去年は差別解消法・障害者虐待防止法についてのご説明を、県の障がい者支援課の担当の方にしていただいております。以前は家庭裁判所から成年後見制度の説明をしていただいたりということで、その年の、注目、トピックス的なものを研修しております。

あと、障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり絵手紙コンテストということで、この表題の通り障害のある人もない人も共に生きる熊本づくりの条例の制定を受けまして、何かできないかということで、内部の方で検討いたしまして、条例の普及、障がいのある人の県民の理解を深めるためということで、絵手紙コンテストを令和 2 年から開催しております。昨年で第 5 回を数えまして、約 300 作品の応募がありました。遠くは北海道からの応募もありまして、小中高等学校、特別支援学校の生徒さん等々応募があります。5 作品の入賞 15 作品の入選を選ばせていただいて、県の育成会の大会と、ホームページ、県庁にあります「ふれあい喫茶りんどろ」というのも運営してるんですが、そこで掲載をして、広く県民の方に理解をしていただくという活動しております。

最後の、知的障がい者、発達障がいのある人の疑似体験プログラムということで、熊本市の育成会が啓発キャラバン隊、「くまくま隊」というのを結成しております、小中学校等々に行きまして疑似体験の実施をしております。今年の 4 月に県の職員の方々からご要望がありましたので、「くまくま隊」が行きまして、疑似体験の研修をさせていただきました。

また 6 月には八代市の市役所の方でも、「くまくま隊」の疑似体験を行う予定にしております。会といたしましても、県民の方に広く知っていただくという活動をさせていただいているところです。以上です。

○事務局

ありがとうございました。次に資料 3 の 3 ページに、事前に熊本県障害児・者親の会連合

会様からご質問いただいております。恐れ入ります、坂田会長から簡単に質問の趣旨をご説明していただければよろしいでしょうか。

○熊本県障害児・者親の会連合会

はい。親の会の坂田です。読まさせていただきます。

県主催で、事業者向けの虐待防止研修会を毎年開催されているのでしょうか。また事業所では、虐待防止委員会を設置するようになっていますが、委員に当事者や保護者、保護者会の参加の義務化が必要であると思います。

差別や虐待を減らすには当事者や家族の意見を真摯に聞き、良好な人間関係を築くことが必要です。また、入所施設に防犯カメラを設置するための、助成金をお願いしたい。

コロナ禍で面会が制限されておりましたが、今徐々に、国立病院が15分からやっと30分の面会、1週間に1回とかですね、入所施設の方は大分緩和されて、外出も良くなりましたし、いつでも面会ができるようになって来ています。コロナ禍以前にはまだ戻っておりませんけれども、施設でこのような虐待を減らすには、研修もしていただいておりますので大変ありがたいのですが、やはり親の意見も聞いてもらいたいのがあります。

それから、防犯カメラは法人では結構入っておりますけれども、国立施設で設置されていない所もあります。やはり、監視をするということで虐待を減らす、抑制になるのかと思っております。

それと、親の面会が、コロナ禍の時はほとんどできていなくて、子どもの様子を見ると、ケガがないとかですね、今は少しずつ面会できるようになってきました。

親の目があると、施設もピリッとしますし、やはり親が面会に行けば、そういう虐待や差別が減ってくると思います。徐々にこういった緩和が進んでおりますので、施設の職員さんと会話したりすることが今まではあまり出来なかったんですね。施設職員さんも数が大分減ってまして、長続きされないところもあります。そういう方が、入れ代わり立ち代わり、職員が減って、我々も行っても話す機会がないとかですね。やっぱり、余裕がないような感じがしますね、施設の職員の方は。

私たち、保護者と施設の職員がいい人間関係をつくれればですね、虐待もなくなると思うんですけども、やはりそういった人間関係をうまくつくっていくためには、面会も緩和していただきたいと思うし、職員さんと、入所者や家族と行事の参加も徐々にできるようになっていきますけれども、まだまだ保護者の参加ができないというのもありますので、そんな機会に職員さんと話し合ったりですね、そういう機会が徐々に増えていけば、虐待も少しずつ減っていくのかなと思っております。以上です。

○西嶋審議員

ありがとうございました。今のご質問に対しまして事務局の方から説明いたします。

○事務局

ご質問ありがとうございました。まず1つ目のですね、県主催の研修ということで、先ほどから何回も話が出ておりますけれども、年に1回は必ず、事業所の方向けに研修会を、大体例年2月から3月にかけて実施しております。こちらは、事業所向けと、あと市町村の虐待担当の職員向け、それぞれに対して実施をしております。昨年事業所向けは120名の方にご参加いただいて、非常に申し込みが多かったものですから、法人の中からお1人だけという形で絞らせていただくような形をとりましたけれども、その研修に来れなかった方につきましては、各地域に出向いて行って、虐待防止のオープンセミナーというものを、令和5年度から行っております。

徐々に回数を増やしております。今年度は各全域といえますか、熊本市以外の、振興

局単位の全域におきまして、虐待防止のためのオープンセミナーを実施しますので、そういったところもどんどん、事業者の方には研修を受けていただければと思っております。

それから 2 つ目の虐待防止委員会に、利用者の方とか保護者の方を入れるのを義務化すべきではないかというところですが、国の基準に基づきまして、運営規程の方に先ほど三浦委員からもありましたけれども、虐待防止委員会の設置ですとか、そういう研修の取り組みですね、そういったものを運営規定の中に定めなければならないというふうになされておきまして、虐待防止委員会の構成員につきましては、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えるよう努めるものとする、という表記になっておきまして、努力義務にとどまっている状況ではございます。

どうしても、サービスの種類ですとか、事業所の形態によっては、そこを義務化できない事情もあるのかもしれませんが、そこも積極的に、事業所の判断で、そういった方を入れていただくのは必要かとは思っておりますが、そこも状況によるかなっていうところではございます。

そういったことも踏まえまして、県としましては、指定後間もない事業所に対しましては、運営指導の際に、そうした利用者の方への虐待防止のための措置がきちんと行われているかどうか、確認を行っているところでございます。

それから、最後の防犯カメラの助成につきまして、こちらはこども家庭庁ですとか厚労省ですが、障害福祉サービス事業所等へのカメラの設置に関しまして、国庫補助事業がございまして。本県もこの事業を活用いたしまして、県補助事業として実施をしているところでございます。ただちょっと、国立の場合がおそらく国が直接となるかと思っておりますので、また、そのあたりが申し訳ございません、把握ができておりません。

先ほどからおっしゃってます通り、いろいろな利用者の方とか家族の方のご意見ですが、虐待防止で一番重要なのが、風通しの良い環境というのがよく言われます。

利用者さんとその事業所との意見を言いやすい環境づくり、あと職員間もですね、働く職員の方同士でも、ちゃんとこれはおかしいんじゃないかっていうふうに、声に出せるような、風通しの良い職場環境づくりっていうのが一番、虐待を未然に防いだり、早く通報に促したりですね、そういう皆さんのコミュニケーションがうまくとれる環境づくりが一番重要であるというふうに考えております。以上です。

○西嶋審議員

今の説明に再質問とか補足のご意見とか大丈夫でしょうか。よろしいでしょうか。それでは、議題の 4、旧優生保護法補償金等支給法に関する対応状況について子ども未来課から説明いたします。

○子ども未来課

子ども未来課の須藤と申します。着座にて説明させていただきます。

資料 4 の A4 の 1 枚裏表をご覧ください。旧優生保護法保証金等支給法に関する現在の対応状況についてご報告させていただきます。旧優生保護法の関係に関しましては、冒頭の清水局長の方からも、ご挨拶の中にもありましたが、1 枚目の下の方に熊本県における対応状況についてということで、記載をしております。

まず令和 6 年 11 月 15 日に知事の定例会見において、国の法律に基づくものであったとしても、県が、優生思想に基づく不妊手術等についての事務手続きを進めてきてしまったことについて、知事から謝罪をしております。

11 月 29 日に、議会の方でも、冒頭に改めて知事から謝罪をしているところです。加えまして、ホームページの方にも記載をしております。

令和 6 年の年末におきましては、県内の被害者の方で、希望される方 5 名と知事が直接面

会をいたしまして、直接謝罪を行うとともに、被害を受けられた方々のこれまでの思いや現在の状況などにつきまして、意見交換をしているところです。

年が明けまして今年の1月17日から、この法律に基づいた補償金等の支給に関する請求相談の、受付をスタートしております。県では、旧優生保護法補償金等受付相談窓口を設置しまして、請求の受付を開始したところです。

裏面を見ていただきますと、一番下に枠がこみで相談窓口の連絡先等を記載しているところです。

一番上に、県における相談請求受付状況を記載しております。受付が始まりまして4月末までの状況にはなりますが、相談件数としましては、235件の相談を受けております。請求につきましては、4月末時点までで、29件の請求を受けているところです。今後につきましては、出張による相談会等も検討していきたいと思っております。

次の真ん中、県における令和6年度の周知広報活動についての実績もご報告させていただきます。新聞広告ですとか、県のたより等に、この制度について記載をさせていただいているところです。また市町村に対しまして、市町村の広報紙等での周知を依頼しております。テレビCM等でも放映をしたり、ラジオ等での啓発も行っているところです。それと、県の公式のX、フェイスブック、そういったSNSを活用した広報も行っております。

また、一番下の丸ポツですが、各種団体、身体障がい者団体役員相談会及び市町村行政担当者合同研修会ですとか、障害福祉サービス事業者集団指導等の場で、時間をいただきまして制度について、説明もしております。

今年度につきましては、こういった広報啓発活動をより一層充実していくというところと、各団体等の総会ですとか、研修会で、関係者の方が集まれる機会を通じましてお時間いただけましたら、この制度について周知をしていきたいと思っているところです。

冒頭申しました出張相談会につきましても、天草地域を皮切りに開催していきたいと思っております。

本日お集まりの各団体の代表の方におかれましても、もし総会とか研修会等で、そういったお時間をいただける団体の方がいらっしゃいましたら、下の相談窓口の電話番号にお電話いただきますと大変ありがたく思っております。以上で説明を終わります。

○西嶋審議員

ただいまの説明につきましてご質問等ありましたらよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事すべてを通しまして、何かご意見、ご質問等ありましたら挙手の上、よろしくお願いいたします。

○熊本県弁護士会

すみません。弁護士会の原村と申します。

先ほどの虐待のところにに関してなんですが、虐待の時、養護者による虐待が起きたときの対応として、養護者と被虐待者との生活の場を分離した上で、成年後見制度を利用するというような対応が時々とられることがあるんですが、その際に、多くの場合にはですね、要するに養護者の方もいろいろ困りごとを持っておられる、その背景にですね、そういったその養護者に対するいろいろな支援援助などもきちんとされてるケースが、多いんですけども、時折、養護者と被虐待者を分離して、被虐待者に対して成年後見制度を利用するということで、この虐待に対する対応が、終わるというか、それで大丈夫だっていうふうな感じで成年後見制度を利用されることがあるのですが、今の成年後見制度の方は、成年後見人等の担い手が非常に不足をしているというような状況がありまして、その中で、

この被虐待者の方をいろいろ守るための一番の原因が、その養護者の方で持っておられる困りごと、それに対する対応といいますか、そこはきちんと解決されるということが、もし成年後見制度などを利用して、後見人補佐人等になった場合でも、その虐待を受けた方に対して、これからいろいろ援助していく上で、養護者の問題が解決されているということは非常に重要だなという風に思われるケースが時折あります。

ぜひそういう方々に、養護者の抱えてる困りごとに対する対応、今までもされてると思うんですけども、時折、成年後見制度を利用する際に、これを利用することによって、すべてという言い方は言い過ぎかもしれませんが、かなりの部分が解決されるという風に、思われておられるかもしれないんですけど、後見人等を担当する側からすると、そこは行政の方でもっと養護者に対して、いろいろな支援、場合によっては、養護者の方に、具体的な福祉サービスを受けるような調整とか、そういったことをしていただかないと、虐待を受けた方のこれからの生活をうまく安定して行くために、そういうことが必要じゃないかと思われるケースもありますので、何か機会があれば、現場の方々にそういう風な考え方で、いろいろな支援なり準備なりをしていただけるような、そういった配慮をしていただければという風に希望いたします。以上です。

○事務局

ご意見ありがとうございます。確かに、養護者が原因でというところの生活背景が多々あるというふうには聞いております。養護者による虐待の通報ですとか相談窓口が、各市町村が窓口になっておりますので、今後市町村の方にも、そういうご意見があったというところはお伝えしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○西嶋審議員

ほかによろしいでしょうか。

○竹中課長

障がい者支援課長の竹中でございます。本日様々な観点から忌憚のないご意見をいただきまして本当にありがとうございます。

先ほどご質問いただいたところに関して、我々としても真摯に受けとめまして、今後どういったことができるのかということで考えていきたいと思ひますし、先ほどのご質問に対して、個別に当課の担当の方から回答させていただいたところと一部重複する部分もあるのですが、少し皆様のご意見を関連づけながら私の所感として申し述べさせていただきますというふうに思ひます。

先ほど坂田会長の方から、電話だけで相談を受け付けるのかどうか、という件。相談を必ずしもしないのではないか、という話もございました。もちろん電話だけでなく、ほかの相談経路というのでも我々として用意させていただいているところではありますけれども、それだけではなく、そもそもちゃんとご相談、もしくはその周りの方がですね、これはちょっとどうかなという時には、通報などのご連絡を我々行政の方にしていただけるような形になるように、我々としてしっかり県民の皆様には、こういった相談の窓口があるよ、ということは周知して参りたいなというふうに思ひますし、あとは関係者の皆様へ県の方で研修の機会もご用意しておりますので、そういった場を活用しながら、ちゃんと相談に繋がるように、もしくはこれはちょっとおかしいじゃないかみたいな話が、ちゃんと行政の方にも繋がるようにして参りたいなと思ひます。

先ほど資料 3 のペーパーの中でも書いていただいた、虐待防止委員会へ本人や保護者の方がちゃんと参画されるようにということで、先ほど努力義務ということであるという話がありましたけど、それはそうだとしましても、やはり努力義務というのはとても強いもので

もあると思いますので、我々としても、しっかりその趣旨なども良く説明をしながら、ちゃんと当事者や保護者の方等のご参画を促していくとか、やっていけるといいなと思ってます。

先ほどやはり、これも坂田会長の方から、資格がなくてもできるのかと、スタッフのことについてお話いただきました。人材育成ということに関しましては、先ほど竹田会長からも、サビ管研修の有効性などについてもお話ありましたけれども、そういった人材育成、まさに県の役割として非常に大きなものがございますので、現状、資格が必要ないということだったとしても、それはしっかりと研修の中でカバーされるようにと思いますし、サビ管の研修の部分についても、我々県の方で、研修企画部会とか、有識者の方々にももちろんご指導などもいただきながら、よりよいものを今後も作りたいなと思ってますし、今日お集まりの皆様にも御協力いただきながら、よりよいものにしていきたいなというふうに思っております。

竹田会長からは、先ほど調査というところで、継続的に虐待されてたんじゃないかという話についてですけれども、先ほど担当の方から話させていただいたように、厚労省の方でまとめた調査とはいえ、その調査が公表されているその範囲内です、我々の方で分析できる範囲というのがあるかと思いますが、その中でですね、しっかりと、先ほどご指摘いただいたところも含めて、今後に繋がるようなものがないかなということ考えていきたいなというふうに思います。

先ほど坂口会長の方からお話いただいた、養護者への周知といいますか、養護者からの虐待とかもあるという話もありましたけれども、そこに対しての我々としては、やはり、施設とかで働いていらっしゃる方に対しては、研修やツールがあって、そういったものを通じて浸透させていくっていうことができるかと考えています。

養護者への周知というのは、まさにおっしゃった観点も踏まえて、より一層どういったことができるかということも考えていきたいなと思いますし、それは先ほど原村弁護士の方から最後にご指摘いただいた、養護者の方の困りごと等への対応というところにも繋がってくるかと思いますが、そういったことも絡めて、どういったことができるかなということも改めて考えて参りたいというふうに思いました。

すいません雑駁ではありますが、本日もろろご意見いただきましてありがとうございました。

○西嶋審議員

最後に参考資料の紹介だけさせていただきます。参考資料で左上ホチキスとしたA4縦のものがあるかと思うんですけども、1番と2番はこの会議の設置要綱、根拠法令なんです、3番に交通事業者等への通知文ということで表紙を3枚ほどめくっていただきますと、冒頭の局長の挨拶でもありましたように、年度初めに県北のバスの運転士さんが、障がい者に暴言を吐くというふうな報道があつてるところでございます。私どもすぐにそれを受けて、こういった通知文をバス事業者等、交通事業者等に発出をしております。

次をめくってもらいますと、今度は、熊本県人権教育啓発基本計画の第5次改定版というカラー刷りのA4横のものがあるかと思うんですけども、これも昨年度末に人権同和政策課の方で策定されたんですが、障がい者の人権については従来から載ってたんですけども、旧優生保護法の関係の人権課題も新たにこの改定版の方に追加されておりますのでご紹介させていただきます。

以上で本日の会議は終了いたします。皆様にはご長時間にわたってご審議いただきましてありがとうございました。今後ともよろしくお願い致します。